令和4年6月 市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 **日 時** 令和4年6月2日(木)午後2時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室
- 3 日程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第8号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第9号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第10号 市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第11号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第12号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並び に委嘱及び任命について

議案第13号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第14号 市川市少年補導員の委嘱について

5 報告第11号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育に関 する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告ついて

報告第12号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に 関する臨時代理の報告について

- 6 その他
- 7 閉会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第8号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第9号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第10号 市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第11号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第12号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並び に委嘱及び任命について

議案第13号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第14号 市川市少年補導員の委嘱について

2 報告第11号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育に関 する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告ついて

報告第12号 令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に 関する臨時代理の報告について 3 その他(1) 市川市子どもの読書活動推進計画の改定

その他(2) 令和4年度における教科書展示会について

その他(3) 令和4年度市川市奨学生応募・決定の状況

5 出席者

教育長 田中 庸惠

委員 平田 史郎

委員 島田 由紀子

委員 大高 究

委員 山元 幸惠

委員 広瀬 由紀

6 出席職員、職・氏名

教育次長 小倉 貴志

生涯学習部長 永田 治

生涯学習部次長 吉田 一弘

学校教育部長 藤井 義康

学校教育部次長 奥田 淳

学校教育部学校建設担当参事 佐原 達雄

教育総務課長 町田 茂幸

中央図書館長安永 崇

 考古博物館長
 杉山
 元明

 義務教育課長
 池田
 淳一

指導課長 富永 香羊子

就学支援課長 秀谷 康久

保健体育課長 関原 一久

学校地域連携推進課長 榎本 弘美

教育センター所長 大野 孝一

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹 須志原 みゆき

ル 副主幹 三河 崇邦

ル 副主幹 岩瀬 絢子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案7件、報告2件、その他3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第11号「令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」、報告第12号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りをいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議事につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、山元幸惠委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第8号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長でございます。議案第8号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、その内容について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。本案件は、市川市社会教育委員を委嘱している委員より、辞任の申し出がありましたことから、市川市社会教育委員設置条例第2条第1項に基づき、委員候補として1名を選出しましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、6月定例教育委員会の議案として提出するものでございます。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、議案の2ページのとおりでございます。任期は、同条例第3条の規定により前任者の残任期間とし、令和4年9月30日までとなります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますで

しょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第8号を 採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長でございます。議案第9号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」、その内容について、ご説明いたします。議案の3ページをご覧ください。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもので、社会教育法第29条に基づき市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項に規定されております。本案は、市川市公民館運営審議会委員を委嘱している委員より、辞任の申し出がありましたことから、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第2項に基づき、委員候補として1名を選出しましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、6月定例教育委員会の議案として提出するものです。解嘱及び委嘱委員につきましては、議案の4ページのとおりでございます。任期は、前任者の残任期間となる令和4年6月3日から令和5年6月5日までとなります。「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明について、質疑はございますでしょうか。 よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いた します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号「市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題 といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第10号「市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案5ページ及び6ページをお願いいたします。このたび、辞任願を提出した4名の委員を解嘱するとともに、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、新たに4名の委員を委嘱する必要がございますことから教育委員会の議決を求めるものです。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、6ページのとおりで、新たな委員の任期は、前任者の

残任期間とし、本年6月3日から令和5年7月4日までとなります。以上、よろしくご 審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明につきまして、質疑はございませんか。 よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いた します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(替成者举手)

○平田史郎委員

ありがとうございました。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いた しました。

次に、議案第11号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とい たします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第11号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案7ページ及び8ページをお願いいたします。このたび、委員の任期が本年6月で満了となりますことから、市川市文化財保護条例第47条第1項の規定に基づき、新たな委員を8ページにお示しした名簿案のとおり委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、再任が6名、新任が3名となり、任期は、本年6月7日から令和6年6月6日までの2年間となります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

学校安全安心対策担当室長事務取扱の義務教育課長でございます。議案第12号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について」、ご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。このことについて、市川市いじめ問題対策連絡協議会委員は、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定に基づき、2年間を任期としております。続きまして、議案10

ページをご覧ください。現委員の8名につきましては、令和3年5月の定例教育委員会における審議を経て、委嘱及び任命をしておりますが、人事異動による解嘱及び解任の申し出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱及び任命を行うものでございます。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員8名の解嘱及び解任、委員候補10名の委嘱及び任命について、「解嘱・解任委員及び委嘱・任命委員一覧」のとおりとしてよろしいか伺います。なお、解嘱及び解任日は本日令和4年6月2日、委嘱及び任命日は明日令和4年6月3日といたします。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。山元委員。

○山元幸惠委員

では、一点お伺いいたします。今回委嘱任命に関して、指導課長と少年センター所長が加えられたということで、これは大変良いことだと思うのですが、その狙いと今後どのように進めていきたいかという思いなどありましたら、是非お聞かせ願いたいと思います。

○平田史郎委員

義務教育課長お願いします。

○義務教育課長

ただ今、学校のいじめ問題等につきましては、非常に多様化複雑化しております。先に解嘱の委員が2名おりますので、従前より10名で変更はございません。以上でございます。

○平田史郎委員

山元委員よろしゅうございますか。

○山元幸惠委員

はい。ありがとうございました。

○平田史郎委員

他にはございますでしょうか。それでは、他に質疑等ございませんので、本案 を採決いたしたいと思います。それでは、議案第12号を採決いたします。本案を 原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○平田史郎委員

ありがとうございました。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いた しました。

続いて、議案第13号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を 議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第13号「市川市学校運営協議会委員

の解任及び任命について」ご説明いたします。議案11ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を解任及び任命する必要があるため、提案するものでございます。12ページから14ページが委員一覧になります。二俣小学校、及び大野小学校につきましては、未決定であった委員1名ずつの任命の必要があり、また幸小学校につきましては、辞任の申し出のあった委員2名の解任と未決定であった委員4名の任命の提案をさせていただくものでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございました。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いた しました。

次に、議案第14号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。 それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第14号「市川市少年補導員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案15ページから23ページをご覧ください。市川市少年補導員の任期満了にともない、市川市少年センター設置条例第9条第2項及び同施行規則第4条の規定に基づき、第1号委員PTA会員54名及び第4号委員民間有識者106名、合計160名を少年補導員として委嘱したいので、委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第14号を 採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございました。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いた しました

続きまして、「その他」に入ります。その他の(1)「市川市子どもの読書活動推進計画の改定」を説明してください。

○中央図書館長

中央図書館長でございます。市川市図書館では、今年度「市川市子どもの読書 活動推進計画」の改定を予定しておりますので、これを事前にご報告させていた だくものです。恐れ入ります説明に約5分お時間を頂戴いたします。よろしくお願 いいたします。まず、資料の25ページをご覧ください。この「市川市子どもの読 書活動推進計画」は、平成13年に公布、施行された「子どもの読書活動の推進に 関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方 向性や取組を示すものとして、平成16年に策定したものでございます。以降、子 どもの読書活動推進に関する施策は、この計画に基づいてそれぞれの所管で継続 実施をしてまいりました。項目2、改定の目的でございますが、この計画の策定か ら約18年が経過し、その間、子どもへのスマートフォン等の情報端末や電子書籍 の普及など子どもを取り巻く社会状況が変化をしてきております。また一方、依 然として子どもの読書離れや読解力の低下等が憂慮されています。国や県の対応 については、恐れ入ります26ページにお進みください。表の下段にお示しいたし ました、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」というものがござ いますが、こちらが現在第四次まで策定されています。それぞれの計画の内容は、 この資料の上半分のとおりとなっております。また、県におきましても、「千葉県 子どもの読書活動推進計画」として令和2年度から令和6年度までの5ケ年の期間 とする第四次計画が策定されております。これを受け、この度の本市の改定に際 しましては、平成16年から今まで実施してきた施策を県の第四次計画を踏まえて 一旦整理し、その成果や課題を検証してまいります。さらに、他の関連する計画 との整合性を図りながら、新たな施策も含めた第二次計画として策定したいと考 えております。恐れ入ります25ページにお戻りください。項目3、計画の期間につ きましては、令和5年度から令和7年度までの概ね3年間としたいと考えておりま す。その理由といたしましては、令和7年度に予定されている県の第五次計画と整 合性をとるために、令和8年度に市の第三次計画を改めて策定をいたします。その ため、今回策定する第二次計画の期間は概ね3年間とするとともに、その3年で今 回定める施策の成果について再度検証を行い、市の次の第三次計画につなげてま いります。次に、項目4、計画の対象につきましては、従前どおり18歳未満の全て の子ども、及びその保護者等を対象とします。また、項目5の計画の改定につきま しては、現行の計画の施策に関係する学校教育部やこども政策部、保健部の各課 と作業部会を設け、策定作業を進めてまいりたいと考えております。次に、策定 スケジュールにつきましては、恐れ入ります28ページをご覧ください。6月の本日 の定例教育委員会でのご説明の後、先ほど説明いたしました作業部会を、7月から 9月にかけて開催し、9月までに素案の取りまとめを行います。これを改めて10月 の定例教育委員会で委員の皆様に進捗状況等、作業の経過を説明させていただき たいと存じます。また、本年10月から12月にかけて、子ども読書関係の団体への 意見聴取やパブリックコメントの実施、また社会教育委員会議での付議等を通 じ、広くご意見をいただき、その内容を反映させたうえで、2月及び3月までに、 最終案として、こちらの定例教育委員会に諮らせていただきたいと存じます。次 に、この第二次計画に盛り込む具体的な施策についてご説明いたします。恐れ入 りますが、27ページをご覧ください。ページの左側の図では、現行の計画で実施

してまいりましたさまざまな施策を、「乳幼児」「小学生」「中学・高校生」の発達 段階に分けて記載をしております。その右側に今回の第二次計画で追加を検討していく新たな施策を例示させていただきました。具体的には、現在こども館で実施しているブックスタートに加えて、図書館で絵本の配布を行い、乳幼児と保護者に向けて、さらに読書への関心を高める取組、また、電子書籍の活用、読書バリフアリーへの対応等、社会情勢に合わせた施策を、案として盛り込みたいと考えております。これらの第一次で実施してきたもの、また、新たに盛り込むものについて、千葉県の「第四次子どもの読書活動推進計画」の4つの基本方針に当てはめる形で整理を行い、本市の第二次計画を構成してまいりたいと考えております。最後にこれらの施策の数々に通底する基本的な理念について、25ページにお戻りください。右下にありますとおり、現在は案の段階ではございますが、基本的理念といたしまして「豊かな心をはぐくむ、本でつながるまち、いちかわ」を掲げ、行政と家庭や地域、学校が連携し、より一層本市の子どもの読書の推進を図る計画としてまいりたいと、このように考えております。その他(1)「市川市子どもの読書活動推進計画」の改定に関する説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見ございますでしょうか。では、広瀬委員お願いします。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。わからないのでお尋ねしたいのですが、先日開かれた市川駅のところの「市本」ですが、それもここに含まれるというように理解してよいですか。

○平田史郎委員

それでは、お願いします。

○中央図書館長

第一次計画が平成16年に策定された当時は、「市本」はございませんでした。「市本」は昨年の11月に開設された学習交流施設でございます。今回、読書活動推進ということで、子どもと「市本」とでどのくらい接点を見出せるかという点でまだまだわからない部分がありますが、基本的には読書という共通項がございますので、そういったところも含めて連携を図りながら計画を作ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。

○広瀬由紀委員

はい。大丈夫です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。それでは特にないようですので、その他(1)を終了いたします。続いて、その他(2)「令和4年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。その他(2)「令和4年度における教科書展示会について」ご説明

いたします。お手元の資料のその他(2)29ページをご覧ください。令和4年度の教科書展示会は、現在使用している小・中・義務教育学校・特別支援学校の教科書及び令和5年度使用の特別支援教育用の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間は、第1回が6月10日から同25日まで、第2回が7月4日から同8日まで、第3回が7月21日から8月31日までとなっております。場所は第1回及び第3回は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。また、より多くの方に見ていただくことができるよう、南行徳市民談話室を会場として、第2回展示会を行うこととしております。なお、教科書展示は市民から早期に行う求めがあるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、第1回展示会に先立ち、同じ場所で数日間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。 次に、その他(3) 「令和4年度市川市奨学生応募・決定の状況」を説明してください。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。その他(3)「令和4年度市川市奨学生応募・決定の状 況」について、ご説明いたします。議案の31ページをご覧ください。令和4年度市 川市奨学生選考委員会を5月26日(木)に開催し、奨学生の選考について答申を受 けましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要についてご説明 いたします。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由等により 高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対しまして、本制度を設けること により、教育の機会均等を図るもので、奨学生は「市川市奨学生選考委員会」の 選考を経て決定されております。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧 ください。国公立で82人、私立93人、合計で175人となります。昨年と同程度の応 募数となります。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条で「毎年、予算の範 囲内で定める」と規定しております。「市川市奨学生選考委員会」において、学力 や家計の状況等を総合的にご審議いただき、予算の範囲内で選考をしていただい ております。今年度は予算を超える応募があり、予算の範囲内に収まるように選 考をしていただきました。その結果、選考委員会におきましては、学力や家計の 状況等を総合的にご審議いただいた結果、基準を満たした132人に対して、奨学生 として選考する、との答申を受けました。この結果、支給額につきましては、予 算額1.886万4千円を支給出来ることとなります。また、基準を満たしていながら、 予算の制約により、支給出来ない方が28人おります。この方たちは、補欠者とし て優先順位を選考委員会で決定していただいており、先に決定された方の中か ら、辞退者が生じた場合に、繰上がりで支給者となる予定となっております。ま た、成績要件や、家計の基準を満たさなかったため、15人が不支給決定となって おります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等ご

ざいますでしょうか。はい。ではどうぞ。

○山元幸惠委員

それでは、毎年で申し訳ありません。これについて、是非お願いということでお話をさせてください。昨年同様で175名の応募があったわけですが、実際には予算の関係で132名。28名が基準を満たしているにも関わらず、奨学金を受けることができない。やはりこれでは、今のこのようないろいろなコロナの状況下でもありますし、今お話があったように子どもの将来に関わることなので、是非ですね、一人でも二人でも、できるだけ奨学金を支給できる枠を広げるためにご尽力いただける余地はないかということ、これはすごく強く要望するものです。実際に予算の中では132名しか支給できなかったというのは十分理解できるのですけれども、実際需要がこれだけある、今の社会情勢等々を踏まえて、このへんについて、更に余地がないかコメントをお願いしたいと思います。

○平田史郎委員

今のご意見について、何かコメントございますか。

○就学支援課長

就学支援課長です。確かに、理想は一人でも多くの方に支給することになりますが、基金の方も限りがあるということになりまして、枯渇した場合の状況も検討しなければならない時期にきております。また、財政当局と昨年の申請状況とを勘案しまして、今年に関しては28万8千円増額したかたちで予算計上し、議会で議決されたいきさつになっております。また、委員の皆様にも難しい選考をしていただいた結果ということになりますので、今の状況の結果はご理解いただければと思います。また、今後もし増額するというのはこれからの判断となりますけれども、大畑忞先生のご遺族との折衝や財政当局との折衝、議会ということもありますので、調整をさせていただきたいと考えております。以上となります。

○平田中郎委員

よろしゅうございますか。

○山元幸惠委員

はい。ご検討のほうよろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ということですので、よろしくお願いします。

私も委員をさせていただいていたのですけれども、継続の方が切れないなど、本当に難しいですね。問題なのは、ご兄弟でたくさん出してきたり、基準外で出してこられる方がいたりするのですけれども、結局たぶん現場の先生方からすると、申請を出してくればいいのにというお子さんが出していないんですよね。前も話をしたのですが、市民への吹聴をしていただいて、本当に必要な人が応募できるようにしていただきたいと思います。

その他ございますか。それでは、特に質問もないようですので、その他(3)を終了いたします。

続きまして、非公開の議事に入ります。それでは、一旦教育長にお返しいたします。

○教育長

それでは、報告第11号の議事につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び教育長が指定する者以外は退席をお願いするところですが、指定する者を本日会議に出席している全ての職員とし、本日は傍聴人がおりませんので、このまま議事を続けます。平田史郎委員、議事の進行をお願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。報告第11号「令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号) (うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」を説明 してください。

○教育総務課長

教育総務課長でございます。別冊1の1ページをお願いいたします。報告第11号 「令和4年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育に関する事務に係る部 分)に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。令和4年度市川市一 般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長からの意 見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する 時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等 に関する規則第2条第1項の規定により、意見を求められた市議会提出議案の内容 について異議のないものとして、教育長が令和4年5月26日に臨時に代理し、同日 付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたしま す。4ページをお願いいたします。「1.歳入歳出予算補正」の「歳出」について、 ご説明いたします。はじめに、第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事 務局費です。第7節・報償費におきまして、学校諸問題対応対策として、学校や 教育委員会の既存の問題解決スキーム強化のためスクールロイヤー制度を導入 することから、報償金8万4千円を増額するものでございます。次に、第4項・学 校給食費、第1目・学校給食費です。第10節・需用費におきまして、物価高騰を 受け学校給食の食材等の価格も高騰していることから、保護者負担を据え置いた うえで1食単価を引き上げるため、賄材料費4,880万4千円を増額するものでござ います。また、第22節・償還金利子及び割引料につきまして、令和3年度の学校 給食費の還付において、令和4年5月までに還付対応が完了しない件数が当初見込 みを超えて生じるため、46万7千円を増額とするものでございます。以上、歳出 合計で4,935万5,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教 育費の合計額は、140億5,935万5千円となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等ご ざいますでしょうか。

給食費は、しょうがないんですよね。どこまでいくかですよね。それでは、他にはよろしゅうございますか。特にないようですので、報告第11号を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

続きまして、報告第12号の議事につきまして、市川市教育委員会会議規則第10

条の規定により、指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、学校建設担当参事、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。 これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○教育長

議事を再開いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。報告第12号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議 会委員の選任に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。報告第12号「令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。別冊2の1ページをご覧ください。令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員のうち、5月の定例教育委員会において未選任でありました保護者等の代表者について、別紙のとおり提案し、先ほどの報告第11号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。なお、令和4年度教科用図書葛南西部採択地区協議の第1回が、5月23日となっており、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、教育長の臨時代理とさせていただいたものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。特にないようですので、報告第12号を終了いたします。それでは、指導課からの申し出がございましたので非公開議案を回収いたします。本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちく ださい。

【職員再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年6月定例教育委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。

(午後14時40分閉会)